

2024年3月28日

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
(コード番号 8306)

従業員向け「株式交付制度」の導入について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(代表執行役社長 亀澤 宏規、以下 MUFG)は、MUFGの子会社である株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(3社を総称して、以下 対象会社)で一定の要件を満たす管理職(以下 対象従業員)を対象に、株式インセンティブプランとして、株式付与 ESOP^[1]信託(以下 ESOP信託)を活用した「株式交付制度」の導入を決定いたしました。

1. 本制度の導入目的

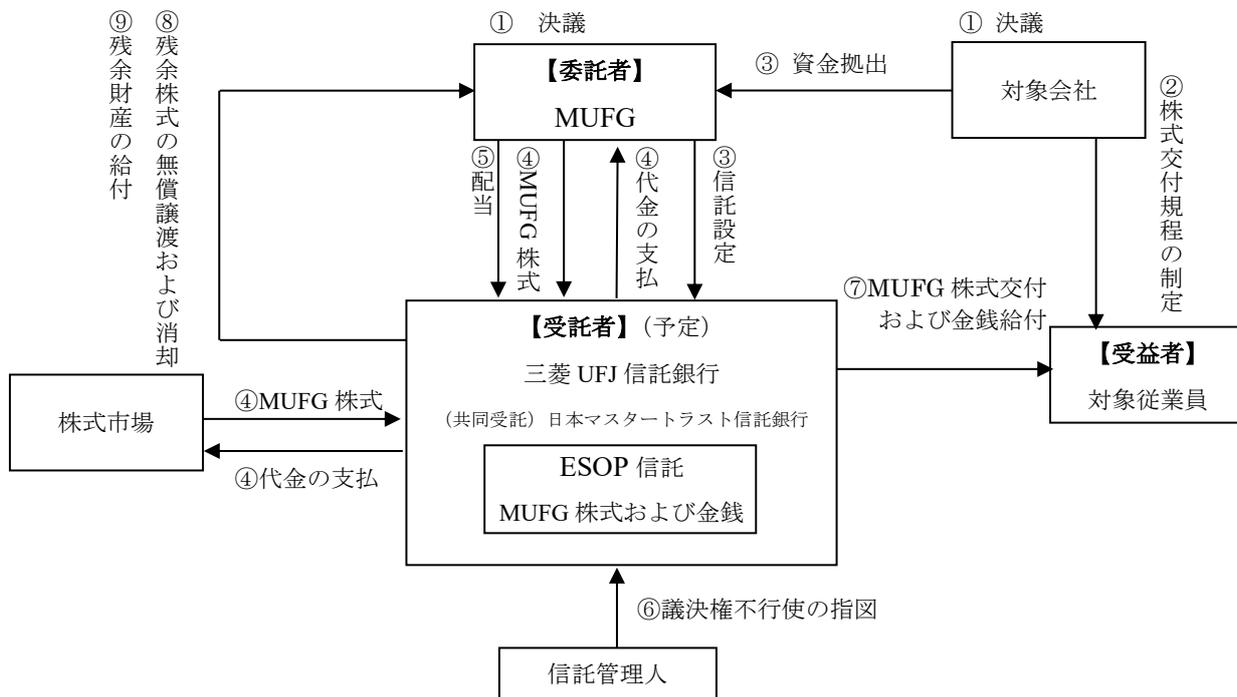
- (1) MUFGでは「世界が進むチカラになる。」をパーパス(存在意義)に掲げ、人的資本を最重要資本の一つとして位置付けており、「社員一人ひとりが生き活きと活躍し、社会・お客さまに貢献するグローバル金融グループ」となることをめざしています。
- (2) めざす姿の実現に向け、「事業競争力の強化」と『挑戦と変革』のカルチャー醸成を柱とした人的資本経営を実践し、従業員のウェルビーイングを高め、個人・組織の持続的な成長につなげていくため、今般、MUFGの企業価値向上と人的資本投資の好循環の強化、およびエンゲージメント・リテンション向上を目的として、本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の内容

- (1) 本制度は、ESOP信託の仕組みを採用いたします。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした信託型の株式インセンティブプランであり、予め定める株式交付規程に基づき、MUFG株式およびMUFG株式の換価処分金額相当額の金銭を、一定の要件を充足する対象従業員に交付または給付するものです。
- (2) 対象従業員がMUFG株式を保有することで、MUFGの成長による経済的な利益を享受できることから、一人ひとりが中長期的な視点での企業価値・ROE向上に努め、更なるリーダーシップを発揮することを促します。また、対象従業員が従業員株主となることで、「働きがい」や「誇り」が高まり、エンゲージメント向上につながる事が期待できるほか、インセンティブの多様化によるリテンション効果も期待できます。
- (3) 本制度に基づくESOP信託の取得株式などの詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

[1] Employee Stock Ownership Plan の略称

(ESOP 信託の仕組み)



- ① MUFUG は、ESOP 信託の導入に関して必要な決議を行います。各対象会社は、対象会社ごとに本制度の導入に関して必要な決議を行います。
- ② 各対象会社は、対象会社ごとに本制度に関する株式交付規程を制定します。
- ③ 各対象会社は、MUFUG に金銭を拠出し、MUFUG は委託者として、拠出を受けた金銭を受託者に信託し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とする ESOP 信託を設定します。
- ④ ESOP 信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として MUFUG 株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ⑤ ESOP 信託内の MUFUG 株式に対する配当は、他の MUFUG 株式と同様に行われます。
- ⑥ ESOP 信託内の MUFUG 株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者に対しては、株式交付規程に従い 3 年間を対象期間として一定のポイントが付与されます。また、一定の要件を満たした受益者は、原則として 3 年間の対象期間終了後に、当該ポイントの一定割合に相当する MUFUG 株式の交付を受け、残りのポイントに相当する MUFUG 株式については、信託契約の定めに従い、ESOP 信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして ESOP 信託を継続利用することができます。なお、ESOP 信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、ESOP 信託から MUFUG へ当該残余株式を無償譲渡し、MUFUG は取得した MUFUG 株式を消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた ESOP 信託内の MUFUG 株式にかかる配当金の残余は、ESOP 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により ESOP 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以上

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	MUFG
④受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	各対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	2024 年 5 月（予定）
⑧信託の期間	2024 年 5 月（予定）～2027 年 8 月末日（予定）
⑨制度開始日	2024 年 7 月 1 日（予定）
⑩議決権行使	行使しないものとする。
⑪取得株式の種類	MUFG 普通株式
⑫信託金の金額	未定（決定次第開示予定）
⑬株式の取得時期	未定（決定次第開示予定）
⑭株式の取得方法	未定（決定次第開示予定）
⑮帰属権利者	MUFG
⑯残余財産	帰属権利者である MUFG が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。